委員会からのお知らせ

第289回食品安全委員会議事概要

■第289回食品安全委員会会合

日時：平成21年6月11日（木）14：00～15：10
場所：食品安全委員会　大会議室
傍聴者数：16名

議事概要：

※最初に、委員長から今般の食品安全委員会委員の同意人事の件に関し発言。

（1）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
〇農薬
1）アゾキシストロビン
・厚生労働省から説明。

・必要に応じて農薬専門調査会に付託することとなった。
＊殺菌剤で、稲、はくさい、りんご等に使用し、こまつな、しょうが、バナナ等への適用拡大申請がされています。

2）シフルメトフェン
・厚生労働省から説明。

・必要に応じて農薬専門調査会に付託することとなった。
＊殺虫剤（殺ダニ剤）で、なす、すいか、みかん等に使用し、きゅうり、ネクタリン等への適用拡大申請がされています。

3）フルオピコリド
・厚生労働省から説明。

・必要に応じて農薬専門調査会に付託することとなった。
＊殺菌剤で、ばれいしょに使用し、はくさい、たまねぎ等への適用拡大申請がされています。

4）プロピリスルフロン
・厚生労働省から説明。

・農薬専門調査会で審議することとなった。
＊除草剤で、水稲への新規農薬登録申請及び魚介類への残留基準の設定要請がされています。

5）メトキシフェノジド
・厚生労働省から説明。

・必要に応じて農薬専門調査会に付託することとなった。
＊殺虫剤で、稲、はくさい、りんご等に使用し、ブロッコリーへの適用拡大申請がされています。

6）フェントエート

・厚生労働省から説明。

・農薬専門調査会で審議することとなった。
＊殺虫剤で、稲、だいず、ばれいしょ等に使用し、かんきつへの適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（2）添加物専門調査会における審議状況について
1）「亜塩素酸ナトリウム」に関する意見・情報の募集について
・評価書（案）について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。
＊塩素系の漂白剤、殺菌料の一種であり、わが国では昭和38年に添加物に指定されています。今般、使用基準にかずのこ塩蔵加工品を追加するため、食品健康影響評価を依頼されたものです。

2）「3－メチル－2－ブタノール」に関する意見・情報の募集について
・評価書（案）について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。
＊カラバッシュナツメグ、ぶどう等の果物、ムール貝、チーズ、ココア、豆類等の食品に天然に含まれる成分です。欧米では焼菓子、ハード・キャンディー類、ジャム・ゼリー、アルコール飲料、冷凍乳製品類、清涼飲料等様々な加工食品において香りの再現、風味の向上等の目的で添加されています。

（3）農薬専門調査会における審議状況について
1）「メトラクロール」に関する意見・情報の募集について
・評価書（案）について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。
＊除草剤で、かんしょ、だいず等に使用します。光学活性体であるS－メトラクロールについて、かんしょ、だいず等への適用が申請されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

（4）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について
1）農薬「ジメテナミド」に係る食品健康影響評価について
・「ジメテナミドの一日摂取許容量（ADI）を0．038mg／kg体重／日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

＊除草剤で、キャベツ、だいず等に登録があり、ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。
光学異性体であるジメテナミドPに関して、キャベツ、えだまめ等への新規農薬登録申請がされています。

（5）専門調査会の所掌の変更及び専門委員の改選について
・「専門調査会の所掌の変更及び専門委員の改選について（案）」及び「食品安全委員会専門委員募集要項（案）」について、
事務局から説明後、案のとおり決定された。

（6）平成20年食中毒発生状況の概要について
・厚生労働省から報告。
＊除草剤で、キャベツ、だいず等に登録があり、ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。
光学異性体であるジメテナミドPに関して、キャベツ、えだまめ等への新規農薬登録申請がされています。

〒107-6122 東京都港区赤坂5-2-20 赤坂パークビル22階 TEL 03-6234-1166 FAX 03-3584-7390

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.
プライバシーポリシー